

環境文化芸術活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、屋久島環境文化村構想に基づき、優れた文化芸術活動を行っている島外の個人、団体等に屋久島で発表の機会を提供するための支援を行い、島民の文化芸術活動の向上をはかることを目的とする。

(支援の対象)

第2条 通常、島外で活動している者で、屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターにおいて発表することとし、次のいずれかの要件を満たすものとする。また、従前からの継続事業にあっては新しい内容を伴うものであること。

- (1) 芸術作品の鑑賞事業
- (2) 芸術家と島民の交流事業
- (3) その他、目的を達成するために必要と思われる事業

(支援対象経費)

第3条 この事業による支援の対象となる経費は、会議費、通信運搬費、消耗品費、旅費、講師謝金及びその他特に必要と認められる経費とする。

(支援額)

第4条 支援額は300,000円を限度とする。

(申請)

第5条 この事業の支援を受けようとする場合は、環境文化芸術活動支援事業支援金交付申請書(別記第1号様式)に掲げる書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

(決定及び却下通知)

第6条 理事長は前条の申請を受けたときは、その内容を検討して支援の要否を決定し、環境文化芸術活動支援事業支援金交付決定(却下)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知する。

(変更申請)

第7条 前条の決定を受けた者(以下、「支援決定者」という。)は、事業の内容を変更(軽微な変更は除く。)し、又は中止しようとするときは、環境文化芸術活動支援事業支援金変更交付申請書(別記第3号様式)により理事長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請書の提出があった場合は、申請内容を検討し、環境文化芸術活動支援事業支援金変更交付決定(却下)通知書(別記第4号様式)により支援決定者に通知する。

(実績報告)

第8条 支援決定者は、事業を完了したときは、環境文化芸術活動支援事業実績報告書(別記第5号

様式)に掲げる書類を添えて、すみやかに理事長に報告しなければならない。

(確定通知)

第9条 理事長は、前条の実績報告があったときはすみやかに書類等の検査を行い、支援額を確定し、環境文化芸術活動支援事業支援金確定通知書(別記第6号様式)により支援決定者に通知する。

(支援金の交付)

第10条 確定の通知を受けた支援決定者は、環境文化芸術活動支援事業支援金請求書(別記第7号様式)により理事長に支援金を請求するものとする。

- 2 理事長は、特に必要と認めるときは、支援金の決定額の範囲内において、概算払いすることができる。
- 3 前項の規定による概算払いを受けようとする支援決定者は、環境文化芸術活動支援事業支援金概算払申請書(別記第8号様式)及び環境保全活動地域交流事業支援金概算払請求書(別記第9号様式)を理事長に提出しなければならない。

(支援決定の取消し)

第11条 理事長は支援決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正な行為により支援の決定を受けたとき。
 - (2) 支援金をこの事業の目的以外のことに使用したとき。
 - (3) 支援の決定を受けた後、事業の遂行が困難であると理事長が認めたとき。
 - (4) この要綱に違反したとき。
- 2 理事長は、前項により支援金の決定を取り消した場合において、既に支援決定者が支援金の交付を受けているときは、支援決定者に対し、支援金を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。